

下郷町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

1 目的

この要領は、ふるさと納税制度を活用した本町への寄附促進及び本町の魅力や地元産品等の PR による産業振興を図ることを目的に、本町へふるさと納税を行った寄附者に対して贈呈する返礼品の提供を行う事業者（以下、提供事業者という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 提供事業者の要件

提供事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法令等に沿った生産、製造、加工、販売等を行っていること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場又は営業所等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業者等であること。ただし、本町に縁のある法人、団体又は個人事業者等として町長が認めた場合を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者）でないこと。
- (5) 下郷町暴力団排除条例（平成 24 年下郷町条例第 2 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でないこと。
- (6) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、本町が契約するふるさと納税ポータルサイト運営事業者（以下、ポータルサイト運営事業者という。）と電子メールにより連絡ができること。

3 返礼品について

提供事業者は、本町へふるさと納税を行った寄附者に対して贈呈する返礼品について、次のとおり企画提案を行うことができる。

(1) 採用要件

返礼品は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ① 本町の魅力や特産品の PR につながるものであること。
- ② 本町内で生産、製造、加工されているもの、本町内で提供される体験等のサービスであること、又は本町内にて生産されたものを原材料として使用して製造・加工したものであること。

- ③ 品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。
 (予め期間や数量を示して供給するものは可)
- ④ 本町又はポータルサイト運営事業者からの発注後、速やかに発送できるものであること。
- ⑤ 食料品については、返礼品の発送日から賞味期限までに一定以上（原則、5日以上）の期間を有しているものであること。
- ⑥ ふるさと納税関連ホームページ等（ポータルサイト運営事業者のホームページ等含む）の掲載写真の提供に協力できること。
- ⑦ サービス（宿泊券などを含む）の場合は、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っているとともに、有効期限が発効日から1年以内であること。
- ⑧ 次に該当する物品でないこと。その他、ふるさと納税に関する各種総務省通知の趣旨に反する内容でないこと。
- ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- ウ 価格が高額のもの

(2) 提供価格

下表の提供価格を参考に返礼品等を企画提案すること（この表に掲載のないものについては別途協議を行う）。なお、送料は実費を町が負担する。

寄附金額	提供価格（税込）
5,000 円以上	1,500 円以下
8,000 円以上	2,400 円以下
10,000 円以上	3,000 円以下
12,000 円以上	3,600 円以下
15,000 円以上	4,500 円以下
20,000 円以上	6,000 円以下
25,000 円以上	7,500 円以下
30,000 円以上	9,000 円以下
40,000 円以上	12,000 円以下
50,000 円以上	15,000 円以下
60,000 円以上	18,000 円以下
80,000 円以上	24,000 円以下
100,000 円以上	30,000 円以下

4 提供事業者の特典

提供事業者に対しては、次の特典を付与する。

- (1) ポータルサイト運営事業者ホームページの本町関連ページに、返礼品の商品名、画像、事業者の名称等が掲載される。
- (2) 本町ホームページ及び本町が作成するふるさと納税パンフレット等に、返礼品の商品名、画像等が掲載される。
- (3) 返礼品の発送時に限り、自社商品パンフレット等を同封することができる。

5 登録申し込み方法

次の書類を総合政策課企画政策係まで提出すること。

- (1) 下郷町ふるさと納税返礼品（提供事業者）登録申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 登録希望商品票（様式第3号）

6 登録申し込みに係る補足事項

- (1) 1 提供事業者あたりの返礼品の登録数は10品目を目安とする。ただし、本町との協議において、特に本町のふるさと納税のPR効果が高いと認められる場合は、品目の追加を行うことができる。
- (2) 登録申し込みのあった提供事業者及び返礼品については、本要領に基づき採用の可否を審議し、その結果について下郷町ふるさと納税返礼品（提供事業者）登録決定通知書（様式第4号）により通知する。
- (3) 前項の規定による登録の有効期限は、当該通知を行った日の属する年度の3月31日までとする。
- (4) 提供事業者として認められた場合は、別途、提供事業者とポータルサイト運営事業者との間で契約を締結するものとする。
- (5) 登録された返礼品は、季節や受付状況等により、商品の入替を行うことができる。
- (6) 登録された返礼品を変更・追加・取消する場合は、下郷町ふるさと納税返礼品登録変更申込書（様式第5号）により行うものとする。
- (7) 提供事業者及び返礼品が本要領に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、登録を取り消すことがある。
- (8) 提供事業者は、各々のホームページにおいて、本町がポータルサイト運営事業者のバナー広告及びリンクを掲載したり、町外で提供事業者が行うイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどして、本町のふるさと納税のPRに努めるものとする。

7 受付期間

登録申し込みの応募受付は随時行う。

8 個人情報の保護

提供事業者は、本事業で知り得た寄附者の個人情報の取り扱いについては、下郷町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。

ただし、返礼品送付後に寄附者から改めて提供事業者への商品申し込み等で、提供事業者が直接入手した個人情報は対象外とする。

9 その他留意事項

(1) ふるさと納税により、本町に寄附いただく方を対象とした事業に参加することとなるため、実施にあたっては、町と綿密に協議を行い、また、その指示に従うこと。

(2) 返礼品の発送及び品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について本町へ報告するものとする。この場合において、品質等による保証や苦情対応について、町は一切の責任を負わないものとする。

(3) 町は、申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取り消す。

10 申込先

〒969-5345

下郷町大字塩生字大石 1000 番地

下郷町役場 総合政策課 企画政策係

Tel.0241-69-1144 Fax.0241-69-1167

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。